

指定障がい福祉サービス事業等 指定障がい児通所支援事業等 の指定までの手続きについて

【はじめに】

事業者について

- ・ 障害者総合支援法に基づく指定障がい福祉サービス事業者等及び児童福祉法に基づく指定障がい児通所支援事業者等は、法人である必要があります。また、法人の定款の目的の中に指定障がい福祉サービス事業等を行うためには「障害者総合支援法に基づく指定障がい福祉サービス事業」等、指定障がい児通所支援事業等を行うためには「児童福祉法に基づく指定障がい児通所支援事業」等の適切な文言の記載が必要となります。
- ・ 指定就労継続支援 A 型事業については、「専ら社会福祉事業を行っているものでなければならない」ため、定款の目的の中に社会福祉事業及び当該 A 型事業で行う作業内容以外が記載されている場合は認められませんのでご注意ください。(N P O、公益法人を除く。)

職員の確保について

- ・ 事業所には、指定障がい福祉サービス事業等の人員に関する基準又は指定通所支援事業等の人員に関する基準に適合した職員配置が必要です。必要な職員配置は、サービスにより異なりますのでご注意ください。また、一定の福祉経験、資格、研修受講歴などが求められる職種もありますので、職員確保に十分ご注意ください。(サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、相談支援専門員など)

事業内容について

- ・ 事業所で行う業務内容によっては、障がい福祉サービスの指定とは別に許可申請の手続きが必要となる場合がありますので、ご注意ください。(例 食品衛生許可)
- ・ 指定就労継続支援 A 型事業については、適切に事業が行えるか確認するために、指定申請の前に事業内容を確認します。事業収益の見込みが確認できなければ、指定を受けられませんので、ご注意ください。
- ・ 日中サービス支援型 G H を行おうとする者は、岡崎市障がい者自立支援協議会に対し、運営方針や活動内容等を説明し、岡崎市障がい者自立支援協議会による評価を受ける必要があります。指定申請の前に必ず行ってください。これを経ていなければ、事業の申請はできませんので、ご注意ください。

事業所建物について

- ・ 事業所建物は障害者総合支援法に加え、都市計画法、建築基準法、消防法等が適法であることが前提となります。事業の計画段階で必ず可否を担当課に確認してください。これらの基準を満たさない場合は指定を受けられませんので確認後に契約等手続きを行うようにしてください(新築、増改築、賃借等)。また、確認の際は予定している 建物の住所がわかるもの及び建物の図面 をご持参ください。

< 諸法令の概要 >

○障害者総合支援法（福祉部障がい福祉課）

- ・面積等の要件があります。ご持参いただく図面に指定基準上必要な部屋の名称（作業訓練室、多目的室等）及び部屋の面積（有効）を記入してお越してください。
- ・サービスの組み合わせによっては、同一敷地（「登記上の地番が同一」又は「公道を介さず行き来できる」）に事業所を設置できません。複数の事業所や住居を計画される際は、必ず事前に障がい福祉課に相談ください。
 - × GH（日中サービス支援型GHは除く）の住居 入所施設、病院、日中活動系サービス事業所
 - × 日中サービス支援型GHの住居 入所施設、病院、GHの住居、日中活動系サービス事業所

○都市計画法（建築部建築指導課）

- ・特に市街化調整区域では、許可を受けなければ新築、増改築及び既設建物の用途の変更はできません。許可の条件は、厳しい制限がかかります。

○建築基準法（建築部建築指導課）

- ・新築、増改築の場合は、建築確認申請によって確認済証の交付を受けてください。また、既設建物を用途の変更をして利用する場合は、事業の内容によっては、その事業ができない地域があります。

○消防法（消防本部予防課）

- ・建物の防火設備上の規制がかかります。

～ を満たした事業者は、指定申請の手続きに入ります。

【指定申請】

申請書類の確認

- ・ 申請書類は、窓口にて申請者と面談し、内容を確認しながらチェックをします。したがって、事業内容について理解されている方が申請書類を持参してください。また、管理者、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者は窓口で直接話す機会を設けていただきますので、必ず1度は来庁してください。
- ・ 受付は予約制ですので、あらかじめ電話で予約をしてください。（担当：23 - 6 1 6 5）
- ・ 申請書類に不備がある場合は、受理しません。

受理及び指定

- ・ 申請書類の内容に不備がなくなったときに、受理します。
- ・ 指定申請書類の受理は月末締め切りで、内容審査のうえ、翌々月の1日付けで指定します。指定は月1回です。

例：12月31日までに受理した申請は、2月1日に指定します。

なお、月末が閉庁日の場合は、直前の開庁日を締切日とします。

例：31日が日曜日の場合は、その前々日の金曜日が締切日とします